

日本体育・スポーツ経営学会 編集委員会規程

第1条 会則第18条に基づき、機関誌体育・スポーツ経営学研究の編集・発行をするために編集委員会をおく。

第2条 編集委員会は、委員長、副委員長各1名、および委員若干名および幹事をもって構成する。

- 2) 委員長および副委員長は、理事会の議を経て理事の中から会長が委嘱する。
- 3) 委員は、理事会の議を経て選出し、会長がこれを委嘱する。
- 4) 幹事は、委員長が委員の中から選び委嘱する。
- 5) 編集委員会構成員の任期は、2年とする。重任は、連続三期までを限度とする。

第3条 編集委員会は、機関誌の発行に関わる以下の業務を行う。

- 1) 機関誌の企画および編集方針
- 2) 投稿論文等の受付、審査および掲載
- 3) 査読者の選出と査読依頼
- 4) 投稿論文の採否の決定
- 5) 執筆依頼者の選定と依頼
- 6) 機関誌の編集に関わる諸規程の作成
- 7) その他機関誌の編集に必要な事項

第4条 編集委員会は、委員長が招集し、その議長となる。委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代行する。

- 2) 編集委員会は、原則として年2回開催する。ただし、必要に応じ委員長の判断で、臨時に開催することができる。
- 3) 編集委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

第5条 投稿規定等、必要な諸規程は別に定める。

第6条 本規程の改正は、総会の承認を得るものとする。

付則 本規程は、2007年3月19日から施行する。